

市川市環境保全条例(平成10年7月3日条例第31号)

最終改正:令和元年12月18日条例第23号

改正内容:令和元年12月18日条例第23号

○市川市環境保全条例

平成10年7月3日条例第31号

改正

平成14年3月22日条例第8号

平成16年6月23日条例第29号

平成19年3月22日条例第17号

平成21年3月23日条例第8号

平成22年12月10日条例第39号

平成24年3月16日条例第16号

平成30年3月22日条例第13号

令和元年12月18日条例第23号

市川市環境保全条例

市川市公害防止条例(昭和47年条例第24号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 生活環境の保全等に関する施策(第6条—第15条)

第3章 生活環境の保全等に関する規制等

第1節 事前協議等(第16条・第17条)

第2節 大気の大気に関する規制等(第18条—第29条)

第3節 水質の保全に関する規制等(第30条—第45条)

第4節 地質の保全に関する規制等

第1款 地盤の沈下及び地下水水位の著しい低下の防止に関する規制等(第46条—第51条)

第2款 土壌の汚染の防止に関する規制(第52条—第64条)

第5節 騒音及び振動に関する規制等

第1款 特定施設及び特定作業に関する規制(第65条—第75条)

第2款 特定建設作業に関する規制(第76条—第80条)

第3款 その他の規制等(第81条—第83条)

第6節 悪臭の防止に関する規制(第84条—第94条)

第7節 先端技術関係施設に関する規制(第95条—第101条)

第8節 自動車交通公害の防止に関する措置(第102条—第105条)

第9節 工場等の緑化に関する措置(第105条の2—第105条の10)

第4章 雑則(第106条—第111条)

第5章 罰則(第112条—第120条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市川市環境基本条例(平成10年条例第30号)の理念にのっとり、生活環境の保全及び人の健康の保護を図るため、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)の保全及び人の健康の保護を図ることをいう。

(2) 公害 市川市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。

(3) 環境への負荷 市川市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。

(4) 地球環境保全 市川市環境基本条例第2条第2号に規定する地球環境保全をいう。

(市の責務)

第3条 市は、生活環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に配慮するとともに、公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施する生活環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、生活環境の保全等のため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する生活環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 生活環境の保全等に関する施策

(規制等の措置に係る施策)

第6条 市は、生活環境の保全等のために必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(大気の保全に係る施策)

第7条 市は、エネルギーの使用の節約、未利用エネルギーの活用その他のエネルギーの使用の合理化に関する知識の普及及び啓発その他大気を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(水質の保全に係る施策)

第8条 市は、生活排水の排出による河川等の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発その他河川等の水質を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(地質の保全に係る施策)

第9条 市は、地盤の沈下及び地下水位の著しい低下並びに土壌及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発その他地質を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(騒音、振動及び悪臭の防止に係る施策)

第10条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発その他騒音、振動及び悪臭を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等の適正な管理に係る施策)

第11条 市は、人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認められる化学物質等の適正な管理に関する知識の普及及び啓発その他化学物質等の排出を抑制し、及びこれを適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

(自動車交通公害の防止に係る施策)

第12条 市は、事業者、市民及び関係機関と連携して、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他自動車の使用に伴う公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全に係る施策)

第13条 市は、地球全体の温暖化、オゾン層の破壊及び酸性雨に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用の促進その他地球環境保全のために必要な措置を講ずるものとする。

(工場等の緑化に係る施策)

第14条 市は、事業者が工場及び事業場の敷地内の緑化に努めるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理制度の導入に係る施策)

第15条 市は、事業者自らが、その事業活動に伴う環境への負荷の実態についての把握を行い、これに基づく環境の管理のための目標を設定し、その目標を達成するための計画を策定し、及び実施し、その計画の達成の状況について監査するよう、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 生活環境の保全等に関する規制等

第1節 事前協議等

(事前協議)

第16条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の種類、公害の防止の方法その他規則で定める事項について、市長と事前に協議を行うものとする。

(1) 敷地面積が500平方メートル以上の工場又は事業場を設置しようとするとき。

(2) 工場又は事業場の敷地面積を変更しようとするとき（その変更後の敷地面積が500平方メートル以上であるものに限る。）。

(3) その他特に事前の協議が必要である規則で定める工場又は事業場を設置しようとするとき。

(環境の保全に関する協定)

第17条 市長は、この条例の規制によるもののほか、環境の保全を推進するために必要があると認めるときは、市と事業者との間に公害の防止の方法、事故時の措置その他の生活環境の保全等に係る事項について協定を締結することができる。

第2節 大気の保全に関する規制等

(定義)

第18条 この節において「特定施設」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設であってばい煙等（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するばい煙又は同条第7項に規定する粉じんをいう。以下同じ。）を発生し、及び排出し、又は飛散させるもの（同条第2項に規定するばい煙発生施設並びに同条第9項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第10項に規定する特定粉じん発生施設を除く。）のうち、その施設から排出され、又は飛散するばい煙等が大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

(特定施設の設置の届出)

第19条 特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 工場等の名称及び所在地

- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の処理又は飛散の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第20条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第21条 第19条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第19条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更をしようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第19条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第22条 第19条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第19条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第23条 第19条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第19条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第19条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(事故時の措置)

第24条 事業者は、その事業活動に伴う施設（大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設及び同法第17条第1項に規定する特定施設を除く。）の破損その他の事故が発生し、ばい煙等、化学物質その他の物質が大気中に排出され、又は飛散したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況及びその事故について講じた応急の措置の内容を市長に通報しなければならない。

2 前項の規定による通報をした事業者は、その事故を復旧したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、事業者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その事業者に対し、同項の応急の措置を講ずることを命ずることができる。

(砂じん飛散の防止)

第25条 事業者は、土石（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第2に規定する土石のたい堆積場にたい積する土石を除く。以下同じ。）をたい積するときは、砂じんを飛散させないように、へい、防じんカバー又は散水設備の設置その他必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為により、その土石をたい積している場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行う者に対し、警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(燃焼行為の禁止等)

第26条 何人も、ゴム、油脂類、合成樹脂その他の燃焼の際に燃焼有害物質（ダイオキシン類その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。以下同じ。）を発生する物として規則で定める物（以下「有害燃焼物」という。）を燃焼してはならない。ただし、有害燃焼物について、燃焼有害物質の発生を抑制する規則で定める方法により、又は規則で定める基準を満たす燃焼有害物質を除去するための設備を備えた施設において燃焼する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定を遵守していないと認める者に対し、有害燃焼物の燃焼の中止又は有害燃焼物の燃焼の方法若しくは燃焼施設の改善をすべきことを勧告することができる。ただし、その者の燃焼する有害燃焼物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）である場合又は同条第4項に規定する産業廃棄物である場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、その者が行う有害燃焼物の燃焼が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

4 何人も、有害燃焼物を含む製品をできる限り使用せず、並びに有害燃焼物となる廃棄物の分別及びリサイクルを徹底してその減量化に努めることにより、燃焼有害物質の発生を抑制しなければならない。

(省エネルギー対策の推進)

第27条 事業者及び市民は、大気保全のため、その事業活動又は日常生活において、エネルギーの使用の節約、未利用エネルギーの活用その他のエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(環境への負荷の少ない燃料の使用)

第28条 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、環境への負荷の少ない燃料を使用するように努めなければならない。

(地球温暖化等の防止対策の推進)

第29条 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素その他の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第3節 水質の保全に関する規制等

(定義)

第30条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、次に掲げるいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設及び千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)第19条第1項第1号に規定する特定施設を除く。)であって規則で定めるものをいう。

ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。

イ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、有害物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

(2) 公共用水域 水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。

(3) 排水 特定施設を設置する工場等(以下この節において「特定工場等」という。)から公共用水域に排出される水をいう。

(4) 污水等 特定施設から排出される污水又は廃液をいう。

(排水基準)

第31条 市長は、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な基準を規則で定める。

2 前項の基準(以下「排水基準」という。)は、有害物質による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第1号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 市長は、排水基準を定めようとするときは、市川市環境審議会条例(昭和47年条例第25号)に基づき設置する市川市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かななければならない。排水基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(特定施設の設置の届出)

第32条 工場等から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用の方法

(6) 污水等の処理の方法

(7) 排水の汚染状態及び量

(8) 排水に係る用水及び排水の系統

(9) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第33条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)であつて排水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第34条 第32条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第32条第1項第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第32条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第35条 市長は、第32条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、排水の汚染状態がその届出に係る特定工場等の排水口(排水を排出する場所をいう。以下この節において同じ。)において、その排水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは污水等の処理の方法に関する計画の変

更（同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第32条第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第36条 第32条第1項又は第34条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第32条第1項又は第34条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第37条 第32条第1項又は第33条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第32条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（承継）

第38条 第32条第1項又は第33条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第32条第1項又は第33条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第32条第1項又は第33条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（排水の排出の制限）

第39条 排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定工場等の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場等から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際当該工場等が特定工場等であるとき、又は当該施設の汚水等の処理の方法を変更したときは、この限りでない。

（改善命令等）

第40条 市長は、排水を排出する者が、その汚染状態が当該特定工場等の排水口において排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善又は特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 第1項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく改善の措置を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（排水の汚染状態の測定）

第41条 排水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（事故時の措置）

第42条 事業者は、その事業活動に伴う施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、同条第4項に規定する指定施設及び同条第5項に規定する貯油施設等並びに千葉県環境保全条例第19条第1項第1号に規定する特定施設を除く。）の破損その他の事故が発生し、油、有害物質その他の物質を含む水又はその汚染状態が第30条第1号イに規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出されたことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況及びその事故について講じた応急の措置の内容を市長に通報しなければならない。

2 前項の規定による通報をした事業者は、その事故を復旧したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、事業者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その事業者に対し、同項の応急の措置を講ずることを命ずることができる。

（排水を伴う建設工事に関する措置）

第43条 建設工事として行われる作業のうち、公共用水域に汚水又は廃液を排出する作業を行おうとする者は、その作業の実施に伴い発生する汚水又は廃液による公共用水域の水質の汚濁を防止するため、沈澱槽の設置その他必要な措置を講じなければならない。

（油排出防止に関する措置）

第44条 事業者は、貯油施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第3条の5第1号に規定する貯油施設をいう。）若しくは車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）を専ら洗浄するための施設を設置する場合又は大型車両（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動車及び大型特殊自動車をいう。）の出入りする土地を占有し、若しくは管理する場合は、公共用水域に油を排出することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（生活排水対策の推進）

第45条 市民は、生活排水（炊事、洗濯、入浴その他の人の生活に伴い排出される水をいう。）を公共用水域に排出するときは、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように努めなければならない。

第4節 地質の保全に関する規制等

第1款 地盤の沈下及び地下水位の著しい低下の防止に関する規制等

(定義)

第46条 この款において「特定施設」とは、工業、農業その他の事業の用に供する施設のうち、動力を用いて地下水を採取するための施設（工業用水法（昭和31年法律第146号）第2条第2項に規定する工業の用に供する同条第1項に規定する井戸、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）第2条第1項に規定する建築物用地下水を採取する同条第2項に規定する揚水設備及び千葉県環境保全条例第38条第1項第2号に規定する特定用途に供する同項第3号に規定する揚水施設を除く。）であつて規則で定めるものをいう。

(特定施設の設置の届出)

第47条 特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の構造
- (4) 特定施設の使用の方法
- (5) 揚水量の測定の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(氏名の変更等の届出)

第48条 前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第49条 第47条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第47条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第47条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(揚水量の測定)

第50条 特定施設を設置する者は、規則で定めるところにより、当該特定施設の揚水量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(建設工事に伴う地下水位の低下等の防止に関する措置)

第51条 建設工事として行われる作業のうち、地盤の透水性を減少させ、又は強度を増加させる工法による作業を行おうとする者は、その作業の実施に伴い生ずるおそれのある地下水位の低下又は地下水の汚染を防止するために、適正な工法による建設工事の施工、地下水位及び地下水の水質の監視その他必要な措置を講じなければならない。

第2款 土壌の汚染の防止に関する規制

(定義)

第52条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象物質 工場等で使用、製造、保管又は処理（以下「使用等」という。）をする物質のうち、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に規定する物質であつて規則で定めるものをいう。
- (2) 土壌汚染状況調査 第63条第1項及び第7項、第63条の2第2項及び第3項本文並びに第63条の3の土壌の対象物質による汚染の状況の調査をいう。

(規制基準)

第53条 市長は、地質（土地を構成している土壌及び地層並びにこれらの間隙にある地下水及び気体の総体をいう。）の汚染を防止するために必要な基準を規則で定める。

2 前項の基準（以下この款において「規制基準」という。）は、対象物質の使用等をする工場等（以下この款において「特定工場等」という。）の敷地内における土壌の対象物質による汚染に対する措置を講ずる必要性を判断する基準とする。

3 市長は、規制基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。規制基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(対象物質の使用等の届出)

第54条 対象物質の使用等しようとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 対象物質の種類
- (4) 対象物質の種類ごとの量
- (5) 対象物質の使用等の方法
- (6) 対象物質による土壌の汚染の防止の方法

(7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該対象物質の使用等に係る配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第55条 一の物質が対象物質となった際現にその物質の使用等をしている者は、当該物質が対象物質となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(対象物質の量等の変更の届出)

第56条 第54条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第54条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第54条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第57条 市長は、第54条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等の敷地内における土壌の汚染状態が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る対象物質の使用等の方法若しくは土壌の汚染の防止の方法に関する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第54条第1項の規定による届出に係る対象物質の使用等に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第58条 第54条第1項又は第56条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る対象物質の使用等をし、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第54条第1項又は第56条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第59条 第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第54条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る対象物質の使用、製造、保管及び処理をやめたときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第60条 第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定工場等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第54条第1項又は第55条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(対象物質等による土壌の汚染の禁止)

第61条 対象物質の使用等をする者は、対象物質又は対象物質を含む固体若しくは液体(以下「対象物質等」という。)を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為その他の行為により、土壌を汚染してはならない。

(改善命令等)

第62条 市長は、特定工場等の敷地内における土壌の汚染状態が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、当該特定工場等において対象物質の使用等をする者に対し、期限を定めて、対象物質の使用等の方法若しくは対象物質による土壌の汚染の防止の方法の改善又は対象物質の使用等の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の物質が対象物質となった際現にその物質の使用等をしている者については、当該物質が対象物質となった日から1年間は、適用しない。ただし、当該物質による土壌の汚染の防止の方法を変更したときは、この限りでない。

3 第1項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく改善の措置を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(対象物質の使用等をやめた特定工場等の敷地であった土地の調査)

第63条 対象物質の使用、製造、保管及び処理をやめた特定工場等(土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設が設置されている特定工場等を除く。次項、次条第1項及び第63条の21において同じ。)の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該特定工場等を設置していたもの又は次項の規定により市長から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の対象物質による汚染の状況(同法第4条第2項若しくは第3項又は第5条第1項の規定による調査の対象となる土地の範囲における同法第2条第1項に規定する特定有害物質による汚染の状況を除く。次条第2項及び第3項並びに第63条の3において同じ。)について、指定調査機関(同法第3条第1項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者をいう。以下同じ。)に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて当該調査を行う必要がない旨の市長の確認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、第59条の規定による対象物質の使用、製造、保管及び処理をやめた旨の届出を受けた場合その他特定工場等において対象物質の使用、製造、保管及び処理をやめたことを知った場合において、当該特定工場等を

設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該特定工場等において対象物質の使用、製造、保管及び処理をやめた旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

4 第1項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて当該調査を行う必要がないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

6 第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

7 市長は、前項の規定による届出を受けた場合は、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の対象物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第1項の規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告すべき旨を命ずるものとする。

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第63条の2 特定工場等の敷地又は前条第1項本文に規定する対象物質の使用、製造、保管及び処理をやめた特定工場等の敷地（同項本文の報告をした特定工場等の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の対象物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第1項の規則で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を市長に提出することができる。

3 市長は、第1項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が対象物質によって汚染されているおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の対象物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第1項の規則で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

（対象物質による土壌汚染が規制基準に適合しないおそれがある特定工場等の敷地である土地の調査）

第63条の3 市長は、第63条第1項本文及び第7項並びに前条第2項及び第3項本文に規定するもののほか、土壌の対象物質による汚染が規制基準に適合しないおそれがある特定工場等の敷地である土地があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の対象物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第63条第1項の規則で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

（法令等に定めのない土壌汚染に係る調査等の要請）

第63条の4 市長は、法令、千葉県条例及び本市の条例に定めがあるもののほか、土壌の対象物質による汚染が規制基準に適合しないおそれがある工場等の敷地である土地（工場等の敷地であった土地を含む。）があると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、当該土地の土壌の対象物質による汚染の状況について調査させて、その結果を報告することを求めることができる。

2 市長は、所有者等その他の者により土壌の対象物質による汚染の状況について調査が行われている土地について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該調査の結果を報告するよう求めることができる。

（要措置区域の指定等）

第63条の5 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が対象物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

(1) 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の対象物質による汚染状態が規制基準に適合しないこと。

(2) 土壌の対象物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。

2 市長は、前項の指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

4 市長は、汚染の除去等の措置により、第1項の指定に係る区域（以下「要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなると認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の解除について準用する。

(汚染除去等計画の提出等)

第63条の6 市長は、前条第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを市長に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の対象物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

(1) 市長により示された汚染の除去等の措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により市長から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

(2) 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定により市長から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を市長に提出しなければならない。

4 市長は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この条、次条第1号及び第63条の8において同じ。）の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が規則で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

5 市長は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。

6 汚染除去等計画の提出をした者は、第4項に規定する期間（前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。

8 市長は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第63条の7 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 前条第1項の規定により市長から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(要措置区域内における土地の形質の変更に関する規定の適用除外)

第63条の8 第63条第6項及び第63条の2第1項の規定は、第63条の6第1項の規定により市長から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為については、適用しない。

(形質変更時要届出区域の指定等)

第63条の9 市長は、土地が第63条の5第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が対象物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2 市長は、土壌の対象物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第63条の5第2項及び第3項の規定は、第1項の指定及び前項の解除について準用する。

4 形質変更時要届出区域の全部又は一部について、第63条の5第1項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について第1項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第2項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第2項の規定による解除の公示をしたものとみなす。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第63条の10 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（規則で定めるところにより、規則で定める基準に適合す

る旨の市長の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

ア 土地の土壌の対象物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして規則で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更

イ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして規則で定める要件に該当する土地の形質の変更

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

(3) 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為

(4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 第1項第1号の土地の形質の変更をした者は、規則で定めるところにより、規則で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

5 市長は、第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更に関する規定の適用除外)

第63条の11 第63条第6項及び第63条の2第1項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

(台帳)

第63条の12 市長は、要措置区域の台帳、形質変更時要届出区域の台帳、第63条の5第4項の規定により同条第1項の指定が解除された要措置区域の台帳及び第63条の9第2項の規定により同条第1項の指定が解除された形質変更時要届出区域の台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第63条の13 要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)内の土地の土壌(指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、対象物質による汚染状態が第63条の5第1項第1号の規制基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。)を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

(1) 当該汚染土壌の対象物質による汚染状態

(2) 当該汚染土壌の体積

(3) 当該汚染土壌の運搬の方法

(4) 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称

(5) 当該汚染土壌を処理する場合にあつては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

(6) 当該汚染土壌を処理する場合にあつては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地

(7) 当該汚染土壌を第63条の15第1項第2号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地

(8) 当該汚染土壌を第63条の15第1項第3号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地

(9) 当該汚染土壌の搬出の着手予定日

(10) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の届出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 運搬の方法が次条の規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。

(2) 第63条の15第1項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を土壤汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者(以下「汚染土壌処理業者」という。)に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

(運搬に関する基準)

第63条の14 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(汚染土壌の処理の委託)

第63条の15 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合

(2) 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

ア 当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壌の対象物質による汚染の状況が同様であるとして規則に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域

イ 当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして規則に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域

(3) 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

(4) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合

(5) 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項第2号の「自然由来等形質変更時要届出区域」とは、形質変更時要届出区域のうち、土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の対象物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、規則で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壌」とは、当該区域内の汚染土壌をいう。

3 第1項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第63条の16 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の対象物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 第63条の14の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者

(2) 前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第63条の17 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者(当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)に対し、当該委託に係る汚染土壌の対象物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。

3 汚染土壌の運搬を受託した者(以下「運搬受託者」という。)は、当該運搬を終了したときは、第1項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第1項の規定により管理票を交付した者(以下この条において「管理票交付者」という。)に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。

4 汚染土壌の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)は、当該処理を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 管理票交付者は、前2項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。

6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第3項又は第4項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写し

の送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならない。

7 運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第4項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。

8 処理受託者は、第4項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。

9 前各項の規定は、汚染土壌を他人に第63条の15第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第1項中「（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した者）」とあるのは「（運搬を委託しない場合にあつては、当該汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者）」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第3項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第4項中「の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者（以下「土壌使用者」という。）」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第5項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第6項中「委託に係る汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第63条の18 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壌の処理を受託していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用しないにもかかわらず、前条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者、処理受託者又は汚染土壌を第63条の15第1項第2号若しくは第3号に規定する土地の形質の変更に使用する者は、受託した汚染土壌の運搬若しくは処理を終了していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第3項又は第4項（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）の送付をしてはならない。

（報告及び検査）

第63条の19 市長は、この款の規定の施行に必要な限度において、土壌汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 市長は、この款の規定の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者に対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（協議）

第63条の20 市長は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として規則で定めるものについて、第63条第3項若しくは第7項、第63条の2第3項、第63条の3、第63条の6第2項、第4項若しくは第8項又は第63条の10第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

（特定工場等を設置していた者による土壌汚染状況調査への協力）

第63条の21 特定工場等を設置していた者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該特定工場等において使用等をしてきた対象物質の種類等の情報を提供しよう努めるものとする。

（事故時の措置）

第64条 対象物質の使用等をしている者は、その事業活動に伴う施設の破損その他の事故が発生し、対象物質が土壌を汚染するおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況及びその事故について講じた応急の措置の内容を市長に通報しなければならない。

2 前項の規定による通報をした者は、その事故を復旧したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、対象物質の使用等をしている者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずることを命ずることができる。

第5節 騒音及び振動に関する規制等

第1款 特定施設及び特定作業に関する規制

(定義)

第65条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、騒音又は振動を発生する施設(騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項に規定する特定施設及び振動規制法(昭和51年法律第64号)第2条第1項に規定する特定施設であって用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)の定めのある地域に設置されているものを除く。)であって規則で定めるものをいう。

(2) 特定作業 騒音又は振動を発生する作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)

第66条 市長は、生活環境に係る影響を生ずるおそれのある騒音又は振動を防止するために必要な基準を規則で定める。

2 前項の基準(以下この款において「規制基準」という。)は、特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う作業場(以下この款において「特定工場等」という。)において発生する騒音又は振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。

3 市長は、規制基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。規制基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(特定施設の設置の届出)

第67条 工場等(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用の方法

(6) 騒音又は振動の防止の方法

(7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第68条 作業場(特定作業が行われていないものに限る。)において特定作業を行おうとする者は、その特定作業の開始の日の30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 特定作業を行う作業場の所在地

(3) 特定作業の種類

(4) 特定作業を行う期間及び時間

(5) 特定作業において使用する施設等

(6) 騒音又は振動の防止の方法

(7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該作業場において当該特定作業を行う場所の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第69条 一の施設が特定施設となった際現に工場等(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に作業場(その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。)においてその作業を行っている者は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内に、それぞれ第67条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 第67条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第70条 第67条第1項、第68条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第67条第1項第3号から第6号まで又は第68条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更をしようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第67条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について、第68条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(計画変更勧告)

第71条 市長は、第67条第1項、第68条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音又は振動の大きさが規制基準に適合しないことにより、当該特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法、特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の時間若しくは作業場において特定作業を行う場所の配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第72条 第67条第1項、第68条第1項又は第69条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第67条第1項第1号若しくは第2号若しくは第68条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用若しくは特定作業(期間の定めのないものに限る。)をすべて廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第73条 第67条第1項、第68条第1項又は第69条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第67条第1項、第68条第1項又は第69条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定工場等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第67条第1項、第68条第1項又は第69条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第74条 工場等に特定施設を設置する者又は作業場において特定作業を行う者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第75条 市長は、特定工場等において発生する騒音又は振動の大きさが規制基準に適合しないことにより当該特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等に特定施設を設置する者又は当該特定工場等において特定作業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、特定施設の使用の方法若しくは配置を変更し、又は特定作業の時間若しくは作業場において特定作業を行う場所の配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、第71条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、若しくは特定作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

3 前2項の規定は、第69条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する特定施設となった日又は特定作業となった日から1年間は、適用しない。ただし、その者が第70条第1項の規定による届出(特定施設に係る届出にあつては第67条第1項第3号又は第6号に掲げる事項を含む場合に、特定作業に係る届出にあつては第68条第1項第3号又は第6号に掲げる事項を含む場合に限る。)をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

4 第2項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく改善の措置を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

第2款 特定建設作業に関する規制

(定義)

第76条 この条例において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業(騒音規制法第2条第3項に規定する特定建設作業及び振動規制法第2条第3項に規定する特定建設作業であつて用途地域の定めのある地域において行われているものを除く。)であつて規則で定めるものをいう。

(規制基準)

第77条 市長は、特定建設作業に伴って発生する生活環境に係る著しい影響を生ずるおそれのある騒音又は振動を防止するために必要な基準を規則で定める。

2 前項の基準(以下この款において「規制基準」という。)は、特定建設作業において発生する騒音又は振動の特定建設作業の場所の敷地の境界線における大きさの許容限度及び特定建設作業に係る時間帯、期間、日等とする。

3 市長は、規制基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴かななければならない。規制基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(特定建設作業の実施の届出)

第78条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(規制基準の遵守義務)

第79条 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者は、当該特定建設作業に係る規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第80条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

第3款 その他の規制等

(拡声機の使用に係る規制)

第81条 拡声機を使用する者は、使用禁止の時間帯、音量、使用の方法その他の事項について規則で定める基準(以下この条において「使用基準」という。)を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。

(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用

(2) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用

(4) 公共輸送機関の業務のうち旅客等の安全な運送を行うためにする拡声機の使用

(5) 災害、事故その他緊急の場合における警戒活動又は救助活動を行うためにする拡声機の使用

(6) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に係る緊急の広報活動を行うためにする拡声機の使用

(7) 祭礼、運動会その他地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める拡声機の使用

3 市長は、使用基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。使用基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 市長は、第1項の規定に違反して拡声機を使用することによりその拡声機を使用する場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行う者に対し、警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、違反行為の停止、使用の時間の変更、使用の方法の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(深夜騒音の規制)

第82条 飲食店営業その他の規則で定める営業(以下「飲食店営業等」という。)を行う者は、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)において、規則で定める騒音の大きさの基準(以下この条において「規制基準」という。)を遵守しなければならない。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。規制基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 市長は、第1項の規定に違反して飲食店営業等を行うことによりその飲食店営業等を行う場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、営業時間の変更又は騒音の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。

4 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を行っているときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

5 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく改善の措置を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

第83条 深夜に飲食店営業等を行う事業場を利用する者は、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第6節 悪臭の防止に関する規制

(定義)

第84条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、悪臭を発生する施設であって規則で定めるものをいう。

(2) 特定工場等 悪臭を発生する工場等であって規則で定める事業の用に供するものをいう。

(規制基準)

第85条 市長は、生活環境に係る影響を生ずるおそれのある悪臭を防止するために必要な基準を規則で定める。

2 前項の基準(以下この節において「規制基準」という。)は、次に掲げる臭気の濃度の許容限度とする。

(1) 特定施設から排出される臭気その排出口(特定施設から発生する臭気を排出するために設けられた煙突その他の気体排出施設の開口部であって排出される臭気の測定が可能であるものをいう。)における濃度の許容限度

(2) 特定工場等から排出される臭気その敷地の境界線における濃度の許容限度

3 市長は、規制基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。規制基準を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(特定施設の設置の届出)

第86条 特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 悪臭の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第87条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第88条 第86条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第86条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更をしようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第86条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第89条 市長は、第86条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設から排出される臭気の濃度が第85条第2項第1号に掲げる規制基準に適合しないことにより住民（市の区域外に居住する者を含む。以下この節において同じ。）の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第90条 第86条第1項又は第87条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第86条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第91条 第86条第1項又は第87条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第86条第1項又は第87条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第86条第1項又は第87条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第92条 特定施設を設置する者は、当該特定施設に係る第85条第2項第1号に掲げる規制基準を遵守しなければならない。

2 特定工場等を設置する者は、当該特定工場等に係る第85条第2項第2号に掲げる規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第93条 市長は、特定施設から排出される臭気の濃度が当該特定施設に係る第85条第2項第1号に掲げる規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定工場等から排出される臭気の濃度が当該特定工場等に係る第85条第2項第2号に掲げる規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。

3 市長は、第89条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置したとき、又は前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

4 前3項の規定は、第87条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設については、同項に規定する特定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、第88条第1項の規定による届出（第86条第1項第6号に掲げる事項を含む場合に限る。）をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

5 第3項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく改善の措置が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事故時の措置)

第94条 事業者は、その事業活動に伴う施設の破損その他の事故が発生し、悪臭が発生したことにより住民の生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況及びその事故について講じた応急の措置の内容を市長に通報しなければならない。

2 前項の規定による通報をした事業者は、その事故を復旧したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、事業者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その事業者に対し、同項の応急の措置を講ずることを命ずることができる。

第7節 先端技術関係施設に関する規制

(定義)

第95条 この条例において「先端技術関係施設」とは、工場等に設置される施設のうち、次の各号のいずれかに該当する技術を用いる施設であって規則で定めるものをいう。

(1) 新しい原理又は発想の導入により既存技術の延長上では不可能であったことを可能にし、又はその実現のための可能性を拡大する創造的技術

(2) 従来の原理若しくは発想を援用しながらも新たな利用方法を開発してその原理若しくは発想の可能性を拡大し、又は従来の原理若しくは発想を援用した技術を改良することによりその技術の効率を改善する高度化技術

(先端技術関係施設の設置の届出)

第96条 先端技術関係施設を設置しようとする者は、その先端技術関係施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 先端技術関係施設の種類

(4) 先端技術関係施設の構造

(5) 先端技術関係施設の使用の方法

(6) 環境への負荷の低減の方法

(7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該先端技術関係施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第97条 一の施設が先端技術関係施設となった際現にその先端技術関係施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該施設が先端技術関係施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第98条 第96条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第96条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更をしようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第96条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第99条 第96条第1項又は第97条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第96条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る先端技術関係施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第100条 第96条第1項又は第97条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る先端技術関係施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該先端技術関係施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第96条第1項又は第97条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る先端技術関係施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該先端技術関係施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第96条第1項又は第97条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(事故時の措置)

第101条 先端技術関係施設を設置する者は、当該先端技術関係施設について破損その他の事故が発生し、それに伴う環境への負荷により当該先端技術関係施設の周辺の人々の健康又は生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況及びその事故について講じた応急の措置の内容を市長に通報しなければならない。

2 前項の規定による通報をした者は、その事故を復旧したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

第8節 自動車交通公害の防止に関する措置

(定義)

第102条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- (2) 自動車排出ガス 大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスをいう。
- (3) アイドリング・ストップ 自動車を停車し、又は駐車したときに、当該自動車の原動機の不必要な稼働をしないことをいう。

(自動車等の使用者等の責務)

第103条 自動車等を使用する者は、当該自動車等から発生する自動車排出ガス、騒音及び振動の低減を図るため、当該自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。

2 自動車等の製造、販売又は整備を業とする者は、自動車等から発生する自動車排出ガス、騒音及び振動の低減に関し市が実施する施策に協力しなければならない。

(低公害車等の使用等の促進)

第104条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車（自動車排出ガスを発生しない自動車又はその発生量が相当程度少ない自動車であって規則で定めるものをいう。）又は自動車排出ガスの量がより少ない自動車を購入し、又は使用するように努めなければならない。

(アイドリング・ストップの促進)

第105条 自動車を使用する者は、アイドリング・ストップをしなければならない。

2 駐車場、自動車ターミナルその他の自動車の出入りする場所を管理する者は、その場所に入出りする自動車を使用する者に対し、アイドリング・ストップをするように指導しなければならない。

第9節 工場等の緑化に関する措置

(定義)

第105条の2 この節において「緑地」とは、樹木が生育する区画された土地をいう。

(緑地等の設置)

第105条の3 一の団地内における敷地面積が500平方メートル以上の工場等であって規則で定めるもの（以下この節において「特定工場等」という。）の設置（敷地面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場等になる場合を含む。次項において同じ。）又は変更（建築物の増築又は改築をいう。次項において同じ。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、工場にあってはその敷地面積の100分の20以上（当該工場に係る用途地域が、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる準工業地域又は工業地域である場合にあっては100分の15以上、同号に掲げる工業専用地域である場合にあっては100分の10以上）の割合で、事業場にあってはその敷地面積の100分の10以上の割合で緑地を設置するものとする。ただし、市長がこれらの割合で緑地を設置することが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、次に掲げる緑化施設（第105条の7において「緑化施設」という。）の面積を緑地の面積に算入してこれらの割合を計算することができる。

(1) 芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。次号において同じ。）で表面が被われた区画された土地

(2) 樹木又は芝その他の地被植物で表面が被われた施設（建築物その他の施設に設けられるものであって、当該施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）

2 特定工場等の設置又は変更をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出るものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種
- (4) 敷地の利用に関する事項
- (5) 緑化計画
- (6) その他規則で定める事項

3 前項の規定による届出には、緑化計画図その他の規則で定める書類を添付するものとする。

(緑化計画等の変更の届出)

第105条の4 前条第2項の規定による届出をした者（以下この節において「特定工場等緑化届出者」という。）

は、その届出に係る同項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出るものとする。

(助言)

第105条の5 市長は、第105条の3第2項又は前条の規定による届出をしようとする者の求めに応じ、必要な助言をするものとする。

(緑化の完了の届出)

第105条の6 特定工場等緑化届出者は、第105条の3第2項の規定による届出に係る緑化計画（第105条の4の規定による届出に係る変更後の緑化計画を含む。次条において「届出に係る緑化計画」という。）に基づき緑化を完了したときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(緑地等の維持管理)

第105条の7 特定工場等緑化届出者は、届出に係る緑化計画に基づき緑化を完了したときは、その緑地及び緑化施設の適切な維持管理に努めなければならない。

(緑化協定)

第105条の8 市長は、特定工場等の緑化の推進を図るために必要があると認めるときは、市と特定工場等緑化届出者との間に特定工場等の緑化に関する事項について協定を締結することができる。

(緑化に係る指導等)

第105条の9 市長は、特定工場等の緑化について必要があると認めるときは、当該特定工場等を所有し、又は管理する者に対し、指導又は勧告をすることができる。

(緑化に係る報告の徴収等)

第105条の10 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定工場等を所有し、若しくは管理する者に対し緑化の状況その他必要な事項の報告を求め、又は特定工場等の敷地その他物件を調査することができる。

第4章 雑則

(法令等に定めのない公害に係る措置の要請)

第106条 市長は、法令、千葉県条例及び本市の条例に定めがあるもののほか、事業者が汚染物質等(ばい煙等、汚水、廃液、悪臭又は化学物質その他の物質をいう。次条において同じ。)又は騒音若しくは振動を発生し、排出し、飛散させ、又は浸透させたことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、その事態を発生させた事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(異常気象等による措置の要請)

第107条 市長は、濃霧、異常渇水、災害その他の特別の事態により、汚染物質等を発生し、排出し、又は飛散させることが人の健康又は生活環境に係る著しい被害を生じさせるおそれがあると認めるときは、汚染物質等を発生し、排出し、又は飛散させる者に対し、必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(苦情の処理等)

第108条 市長は、公害に関する苦情について、市民の相談に応じ、かつ、適切に処理するものとする。

2 事業者は、その設置する工場等が原因となる公害に関する苦情について、その責任において処理し、かつ、対策を講じなければならない。

(報告の徴収)

第109条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設(第18条、第30条第1号、第46条、第65条第1号及び第84条第1号に規定する特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)を設置する者、土石をたい積する者、有害燃焼物を燃焼する者、対象物質の使用等をする者若しくはしていた者、特定作業(第65条第2号に規定する特定作業をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う者、特定建設作業を行う者、拡声機を使用する者、深夜に飲食店営業等を行う者、特定工場等(第84条第2号に規定する特定工場等をいう。以下この条及び次条において同じ。)を設置する者又は先端技術関係施設を設置する者に対し、特定施設、土石のたい積、有害燃焼物の燃焼、対象物質の使用等、特定作業、特定建設作業、拡声機の使用、飲食店営業等、特定工場等又は先端技術関係施設の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第110条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定施設を設置する者の工場等、土石をたい積する者のたい積場、有害燃焼物を燃焼する者の有害燃焼物を燃焼する場所、対象物質の使用等をする者若しくはしていた者の工場等若しくはその敷地、特定作業を行う者の作業場、特定建設作業を行う者の作業場、拡声機を使用する者の工場等、深夜に飲食店営業等を行う者の事業場、特定工場等又は先端技術関係施設を設置する者の工場等に立ち入り、帳簿書類、特定施設、たい積する土石、有害燃焼物を燃焼する施設、対象物質の使用等をする施設、特定作業において使用する施設等、特定建設作業において使用する機械、拡声機、飲食店営業等において使用する機器、悪臭を発生する施設、先端技術関係施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第111条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第35条、第40条第1項、第57条、第62条第1項、第63条第3項若しくは第7項、第63条の2第3項、第63条の3、第63条の6第2項、第4項若しくは第8項、第63条の10第5項、第63条の13第4項又は第63条の16の規定による命令に違反した者

(2) 第63条の6第6項又は第63条の7の規定に違反した者

第113条 第75条第2項、第82条第4項又は第93条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第114条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第24条第3項、第26条第3項、第42条第3項又は第64条第3項の規定による命令に違反した者

(2) 第39条第1項の規定に違反した者

2 過失により、前項第2号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第115条 第94条第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第116条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条第1項、第21条第1項、第32条第1項、第34条第1項、第54条第1項、第56条第1項又は第63条第4項若しくは第6項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第63条の2第1項又は第63条の10第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者
- (3) 第63条の13第1項又は第2項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第1項本文又は第2項に規定する搬出をした者
- (4) 第63条の14の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者
- (5) 第63条の15第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者
- (6) 第63条の17第1項（同条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (7) 第63条の17第3項前段又は第4項（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- (8) 第63条の17第3項後段（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を回付しなかった者
- (9) 第63条の17第5項、第7項又は第8項（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者
- (10) 第63条の18第1項又は第2項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (11) 第63条の18第3項の規定に違反して、送付をした者

第117条 第25条第2項、第80条第2項又は第81条第4項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第118条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項、第33条第1項、第47条第1項、第55条第1項、第63条の10第4項、第67条第1項、第68条第1項、第69条第1項、第70条第1項、第78条第1項、第86条第1項、第87条第1項、第88条第1項、第96条第1項、第97条第1項又は第98条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第36条第1項又は第58条第1項の規定に違反した者
- (3) 第41条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
- (4) 第63条の19第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (5) 第109条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (6) 第110条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第119条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第112条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第120条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第22条、第23条第3項、第37条、第38条第3項、第48条、第49条第3項、第59条、第60条第3項、第63条の10第2項若しくは第3項、第63条の13第3項、第63条の17第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第72条、第73条第3項、第90条、第91条第3項、第99条又は第100条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第63条の6第9項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成10年10月規則第58号で、同11年4月1日から施行）

（旧条例の規定によりなされた命令等に係る経過措置）

第2条 この条例の施行前にこの条例による改正前の市川市公害防止条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた命令、手続その他の行為は、この条例による改正後の市川市環境保全条例（以下「新条例」という。）の規定によりなされた命令、手続その他の行為とみなす。

（罰則に係る経過措置）

第3条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（新条例により特定施設等となる施設等に係る経過措置）

第4条 新条例第20条から第23条まで、第33条から第38条まで、第69条から第73条まで及び第75条第2項から第4項まで並びに第87条から第91条まで及び第93条第3項から第5項までの規定は、この条例の施行の際現に特定施設（新条例第18条、第30条第1号、第65条第1号又は第84条第1号に規定する特定施設をいい、旧条例第2条第2号に規定する特定施設であるものを除く。）を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）又は特定作業（新条例第65条第2号に規定する特定作業をいい、旧条例第2条第3号に規定する特定作業であるものを除く。次条において同じ。）を行っている者について準用する。

2 新条例第55条から第60条までの規定は、この条例の施行の際現に対象物質の使用等をしている者について準用する。

3 新条例第97条から第100条までの規定は、この条例の施行の際現に先端技術関係施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）について準用する。

4 前3項の場合において必要な技術的読替は、規則で定める。

5 第1項において準用する新条例第35条又は第2項において準用する新条例第57条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 第1項において準用する新条例第75条第2項又は第93条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

7 第1項において準用する新条例第21条第1項若しくは第34条第1項又は第2項において準用する新条例第56条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第1項において準用する新条例第20条第1項、第33条第1項、第69条第1項、第70条第1項、第87条第1項若しくは第88条第1項、第2項において準用する新条例第55条第1項又は第3項において準用する新条例第97条第1項若しくは第98条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第1項において準用する新条例第36条第1項又は第2項において準用する新条例第58条第1項の規定に違反した者

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第5項から前項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

（新条例により特定施設等となる施設等の設置等を施行日前にしようとする者に係る経過措置）

第5条 新条例第20条から第23条まで、第69条から第73条まで及び第75条第2項から第4項まで並びに第87条から第91条まで及び第93条第3項から第5項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から30日以内に特定施設（新条例第18条、第65条第1号又は第84条第1号に規定する特定施設をいい、旧条例第2条第2号に規定する特定施設であるものを除く。）の工事を開始する予定の者又は施行日から30日以内に特定作業を開始する予定の者について準用する。

2 新条例第33条から第38条までの規定は、施行日から60日以内に特定施設（新条例第30条第1号に規定する特定施設をいい、旧条例第2条第2号に規定する特定施設であるものを除く。）の設置の工事を開始する予定の者について準用する。

3 新条例第55条から第60条までの規定は、施行日から60日以内に対象物質の使用等を開始する予定の者について準用する。

4 新条例第97条から第100条までの規定は、施行日から30日以内に先端技術関係施設の設置の工事を開始する予定の者について準用する。

5 前各項の場合において必要な技術的読替は、規則で定める。

6 第2項において準用する新条例第35条又は第3項において準用する新条例第57条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 第1項において準用する新条例第75条第2項又は第93条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

8 第1項において準用する新条例第21条第1項、第2項において準用する新条例第34条第1項又は第3項において準用する新条例第56条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

9 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第1項において準用する新条例第20条第1項、第69条第1項、第70条第1項、第87条第1項若しくは第88条第1項、第2項において準用する新条例第33条第1項、第3項において準用する新条例第55条第1項又は第4項において準用する新条例第97条第1項若しくは第98条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第2項において準用する新条例第36条第1項又は第3項において準用する新条例第58条第1項の規定に違反した者

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第6項から前項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

（新条例において特定施設に移行した特定作業に係る経過措置）

第6条 旧条例第2条第3号に規定する特定作業（新条例において相当する特定作業がないものに限る。以下この条において同じ。）のうち規則で定めるものについては、規則で定めるところにより、新条例第18条、第30条第1号、第46条又は第84条第1号に規定する特定施設とみなす。

2 前項の規則で定める特定作業に係る旧条例第27条第1項又は第28条の規定による届出をした者については、前項の規定によりみなされることとなった特定施設に係る新条例第19条第1項、第20条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第47条第1項、第86条第1項又は第87条第1項の規定による届出をした者とみなす。

（新条例において設置等の実施が制限されない特定施設等に係る経過措置）

第7条 旧条例第24条第1項、第26条、第27条第1項又は第29条の規定による届出（ばい煙、粉じん又は悪臭を

発生し、排出し、又は飛散させる施設又は作業に係る届出に限る。以下「ばい煙等の届出」という。)をした者について、施行日において当該ばい煙等の届出に係る旧条例第31条に規定する期間が経過していないときは、当該ばい煙等の届出をした者は、同条の規定にかかわらず、当該ばい煙等の届出が受理された日から30日を経過した日以後は、当該ばい煙等の届出に係る特定施設の設置若しくは特定作業の開始又は当該ばい煙等の届出に係る事項の変更をすることができる。

2 旧条例第24条第1項、第26条、第27条第1項又は第29条の規定による届出(地下水位の著しい低下又は地盤の沈下を発生させる施設又は作業に係る届出に限る。以下「地盤沈下等の届出」という。)をした者について、施行日において当該地盤沈下等の届出に係る旧条例第31条に規定する期間が経過していないときは、当該地盤沈下等の届出をした者は、同条の規定にかかわらず、施行日以後は、当該地盤沈下等の届出に係る特定施設の設置若しくは特定作業の開始又は当該地盤沈下等の届出に係る事項の変更をすることができる。

(土壌の汚染に対する措置命令等に係る経過措置)

第8条 特定工場等(新条例第53条第2項に規定する特定工場等をいう。以下同じ。)の敷地の地下への対象物質等の浸透のうち新条例に基づく規則の公布の日前にあったものについては、当該浸透の時に当該特定工場等を設置していた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)が新条例に基づく規則の公布の日まで引き続き当該特定工場等を設置している者である場合を除き、新条例第63条第1項から第6項までの規定は、適用しない。

附則(平成14年3月22日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第120条の規定は、平成14年4月1日以後に届出事由の生じたものから適用し、同日前に届出事由の生じたものについては、なお従前の例による。

附則(平成16年6月23日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、改正前の第63条第3項に規定する調査の結果、当該調査に係る土地の土壌の対象物質による汚染が規制基準を超えていると認めるときは、当該調査を改正後の第63条第1項又は第63条の2の規定による土壌の対象物質による汚染の状況の調査とみなして、当該土地の区域を改正後の第63条の4第1項に規定するその土地が対象物質によって汚染されている区域として指定するものとする。

3 この条例の施行前に改正前の第63条第5項の規定によりされた命令については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成19年3月22日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市環境保全条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成19年7月1日以後に新条例第105条の3第1項に規定する特定工場等(以下「特定工場等」という。)の設置(敷地面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場等になる場合を含む。附則第5項において同じ。)又は変更(建築物の増築又は改築をいう。同項において同じ。)の工事を開始する者について適用する。

3 この条例の施行前に改正前の第14条の規定に基づく措置により工場等の敷地の緑化に関する届出(次項において「緑化届出」という。)をした者は、新条例第105条の3第2項の規定による届出をした者とみなす。

4 前項の規定により新条例第105条の3第2項の規定による届出をした者とみなされる者で、この条例の施行の際現に緑化届出に係る緑化を完了しているものは、新条例第105条の6の規定による届出をした者とみなす。

(準備行為)

5 平成19年7月1日以後に特定工場等の設置又は変更の工事を開始する者に係る緑地等の設置の届出その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第105条の3第2項及び第3項、第105条の4又は第105条の5の規定の例により行うことができる。

附則(平成21年3月23日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第93条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の際現に改正後の第84条第2号に規定する特定工場等(同条第1号に規定する特定施設を設置するものを除く。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、平成22年6月30日までは、適用しない。

附則(平成22年12月10日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第116条の改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

附則(平成24年3月16日条例第16号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成30年3月22日条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和元年12月18日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（一定規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置）

2 改正後の第63条の2第1項の規定は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から起算して30日を経過する日以後に土地の形質の変更（同項に規定する土地の形質の変更をいう。附則第6項において同じ。）に着手する者について適用する。

（指定区域の指定に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の市川市環境保全条例（以下「旧条例」という。）第63条の4第1項の規定により指定されている土地の区域は、改正後の第63条の9第1項の規定により指定された同条第2項に規定する形質変更時要届出区域とみなす。

（指定区域台帳に関する経過措置）

4 この条例の施行の際現に存する旧条例第63条の5第1項の規定による指定区域の台帳は、改正後の第63条の12第1項の規定による形質変更時要届出区域の台帳とみなす。

（措置命令に関する経過措置）

5 この条例の施行前にした旧条例第63条の6第1項又は第2項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出に関する経過措置）

6 施行日以後の日に附則第3項の規定により改正後の第63条の9第2項に規定する形質変更時要届出区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であって、施行日前に当該土地の形質の変更について旧条例第63条の7第1項の規定による届出をした者は、改正後の第63条の10第1項の規定による届出をしたものとみなす。

（汚染土壌の搬出時の届出に関する経過措置）

7 改正後の第63条の13第1項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に同項に規定する汚染土壌を当該要措置区域等（同項に規定する要措置区域等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

8 この条例の施行前にした行為及び附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。